

もしも将来、認知症などの精神上的の障害で判断能力が低下したら…
そんな不安にこたえる制度が成年後見制度です。



法人について

平成 21 年 7 月に NPO 法人として設立。法人格を取得する以前からも、成年後見を支援する団体として活動してきました。

主な活動は、成年後見・遺言・相続などをテーマとする成年後見市民講座や相談会の開催、そして後見に関する相談・後見人の受任などです。また、越谷市や越谷市社会福祉協議会からも法定後見を多数受任しています。

会員は、越谷市内の行政書士を中心に、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなど、多彩な専門家集団です。

今後も行政や社協と連携を図りながら、地域に根ざした団体として、誠実に皆様の身近な生活を支援してまいります。

お問い合わせやご依頼は

越谷成年後見支援センター会員

特定非営利活動法人

越谷成年後見支援センター

住所 〒343-0011 越谷市増林 3917 番地

電話 048-963-1672

URL <http://www.koshigaya-seinenkouken.org>

成年後見・遺言・相続…
あなたの不安を安心に変えて



特定非営利活動法人

越谷成年後見支援センター

成年後見制度とは

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方に代わって下記の事務を支援する制度のことです。

生活や療養看護に関すること

- 施設への入所手続き
- 病院への入退院手続き
- 介護サービスの契約など

財産の管理に関すること

- 不動産の管理や処分
- 年金の受取
- 預貯金の管理
- 保険の請求手続きなど

判断能力が低下してからの支援は「法定後見制度」です。



判断能力があるうちに自分で決めておくのは「任意後見制度」です。

もしものために、元気なうちから備えておきましょう。

支援活動のごあんない

任意後見制度

元気なうちに後見人となる代理人を選んでおくことをおすすめします。当センターではご要望にあう会員、もしくはセンターがあなたの将来をサポートします。



遺言書作成

遺言は最後の意思決定です。遺された人達に自分の気持ちを伝えたり、争いごとが起きないように遺言書の作成についてアドバイスをします。亡くなった後も、遺言執行者としてお手伝いします。



委任契約

判断能力があっても財産管理や難しい契約などについてアドバイスし、悩むことなく安心した生活ができるようにサポートします。



死後の事務委任

どの支援も本人の死亡によって終了します。そのため、事後の事務委任をすることで、葬儀や埋葬、遺品整理や部屋の明け渡し、行政への各種届出などを行います。子どもがいなくても死後のことも安心できます。



♥ あなたの不安にプロがお答えします。

不安解消 Q&A

Q

近くに頼れる親族はいません。判断能力が低下してからの施設入所などの契約や財産の管理が心配です。

A

元気なうちに今後どのように生活をしたいか、財産をどのように管理していくかなどを、任意後見契約で決めておけば安心です。

Q

認知症が進んでいる母がいて心配です。どうすればいいでしょうか。

A

お母様の判断能力の有無をまず調べ、判断能力が不十分と判断された場合、家庭裁判所に法定後見開始の申立てを行います。その後、家庭裁判所に選ばれた後見人がお母様を保護・支援します。

無料相談

高齢者の方、障がい者の方のこの制度の利用等について様々な相談を受け付けております。遠慮なくご相談ください。

☎048-963-1672

受付時間：平日 午前9時～午後5時
<http://www.koshigaya-seinenkouken.org>